

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人聖ヒルダ会の理事、評議員、監事等に対して支給する旅費及び報酬等について基準を定め適正な支出を図ることを目的とする。

### (命令者)

第2条 命令者は理事長として、理事長が事故にあるときはその代理者とする。

### (旅費・報酬)

第3条 命令者により対象になる旅費、報酬を支給する。

### (旅費の種類)

第4条 命令による出張者に対しては次に定める出張旅費を支給する。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 交通費の実費が実費弁償額の額を超える場合にはその実費とする。

### (報酬)

第5条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。ただし以下の役員は除く。

理事長においては月額 100,000円を支給する。

常務理事においては月額 80,000円を支給する。

### (自動車利用による場合の交通費)

第7条 自動車の運行に伴う通行料、駐車料、ガソリン代、その他の経費は実費を支給する。

第8条 事故等による損害賠償等の経費は個人負担とする。

### (宿泊料)

第9条 1日20,000円を限度として実費を支給する。

### (役員会旅費)

第10条 理事会、評議員会等出席に伴う旅費は会場までの実費として百円未満切り上げとする。

### (費用弁償)

第11条 理事会、評議員会及びその他会議、定期的に法人の業務で施設等に出向いた場合の費用弁償は次のとおりとする。

2 費用弁償の額は次のとおりとする。

- (1) 理事、監事及び評議員が理事会及び評議員会に出席した場合は、別表1に定める実費弁償額を支給する。
- (2) 監事が監査した時及び行政機関等の指導監査等に立会をした場合は別表に定める実費弁償額

を支給する。

(3) 前各号以外の場合は別表に定める実費弁償額を支給する。

(退職慰労金)

第12条 役員の退任にあたり、退職慰労金を支給することができる。

2 理事長の退職慰労金は、別表2に定める算式により算出される額を支給する。

3 理事長を除く役員の退職慰労金の支給の有無及び支給額は、その都度理事会において決定する。

(その他)

第13条 これらの条項に該当しない事項については命令者が理事会に諮り決定するものとする。

## 附 則

- 1 この規程は平成14年 4月 1日より施行する
- 2 この規程は平成24年 6月 1日より施行する
- 3 この規程は平成28年 4月 1日より施行する
- 4 この規程は平成30年 4月 1日より施行する
- 5 この規定は平成30年 6月20日より施行する

別表1 費用弁償額単価表

職名	金額	備考
評議員	3,000円	半日あたり
	7,000円	1日あたり
理事	評議員に同じ	
監事	評議員に同じ	

※交通費については実費精算。

別表2 (理事長の退職慰労金算定式)

100,000円×在任年数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。